

松本市公告第360号

松本市書かない窓口支援システム構築業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和8年9月18日

松本市長 臥雲 義尚



1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名
松本市書かない窓口支援システム構築業務委託
- (2) 要件
調達仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年6月30日まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

提案参加者は、次の全ての要件に該当すること。なお、参加に際して必要な費用は、参加者の負担とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。

3 参加手続き

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
総合戦略局 DX推進本部 デジタル市役所担当
〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎2階
TEL 0263-34-8348
FAX 0263-48-7001
E-mail jouhou@city.matsumoto.lg.jp
- (2) プロポーザル参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 保有資格記載様式
- (ウ) 業務経歴書

イ 提出期間

令和8年9月18日(金)～10月6日(火) 17時(必着)

ウ 提出場所

(1)に同じ

エ 提出方法

メールもしくは持参に限ります。

(3) 提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 提案書類提出書
- (イ) 提案見積書
- (ウ) 企画提案書
- (エ) 調達仕様書 別紙1_機能要件一覧に回答を記入したもの
- (オ) パッケージシステムパンフレット、操作説明書

イ 提出期間

令和8年10月6日(火)～10月20日(火) 17時(必着)

ウ 提出場所

(1)に同じ

エ 提出方法

メールもしくは持参に限ります。

4 評価の手続き及び契約候補者の特定

- (1) 提出された提案書等について、「松本市書かない窓口支援システム構築業務委託に関する選考委員会」において評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。

(2) 第一次審査（書面審査）

ア 審査期間

令和8年10月20日(火)～10月23日(金)

イ 結果通知日

令和8年10月27日(火)

(3) 第二次審査（デモンストレーション、プレゼンテーション評価）

ア デモンストレーション評価開催日

令和8年11月9日(月)

イ プレゼンテーション評価開催日

令和8年11月12日(木)

5 注意事項

- (1) 全参加者が失格となった場合は、参加表明した提案参加者を対象に再提案を求めることとします。
- (2) 採用提案内容を尊重しますが、採用提案以外に優れた提案内容があった場合は、その提案者の了解が得られる範囲で採用案に取り入れられることとします。
- (3) 松本市からの配布資料は、その一部について変更する場合があるものと認識し、応募期間中は、資料が掲載される松本市公式ホームページを注視してください。
- (4) 提案参加者には、参加報酬は支払いません。
- (5) 提案にかかる費用は、すべて提案参加者の負担とします。
- (6) 提出書類は返却しません。
- (7) 提出書類は、本提案募集の目的以外には使用しません。
- (8) 提出書類は、選考に係る作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (9) 提出書類は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求により公開する場合があります。

6 その他

- (1) その他詳細は、「提案募集要項」による。